

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成28年12月31日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「自動車乗車中のおむつ交換に起因する乳幼児の負傷状況について、奈良県の状況が他都道府県と有意な差が認められる交通事故に係る統計資料」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成29年1月16日、実施機関は、本件開示請求に係る行政文書を作成又は取得していないため不存在として、行政文書の不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成29年2月8日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である奈良県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、原処分を取り消し、自動車乗車中のおむつ交換に起因する乳幼児の負傷状況について、奈良県の状況が他都道府県と有意な差が認められる交通事故に係る統計資料を開示するとの裁決を求める旨の審査請求を行った。

4 諮 問

平成29年3月16日、諮問実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

原処分を取り消し、自動車乗車中のおむつ交換に起因する乳幼児の負傷状況について、奈良県の状況が他都道府県と有意な差が認められる交通事故に係る統計資料を開示するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

幼児用補助装置の免除規定は道路交通法施行令第26条の3の2第3項各号で規定されているが、おむつを交換する行為が免除規定に該当すると判断できる明示規程はない。

奈良県警察では、広く一般におむつを交換する行為に対して違反告知を行っており、〇〇警察署の複数の署員にも口頭で確認したが、いずれも違反という認識を持っていた。

授乳行為は免除規定に該当するにもかかわらず、おむつを交換する行為が免除規定に該当しない理由を〇〇警察署交通課長に確認したところ、その理由としておむつの交換中に起きた悲惨な事件の再発防止を図るためであると自らの経験則に基づいた説明を行っている。警察官として職務に従事した中から得られた経験則とはいえ、警察官個人の自由裁量で罪刑を決定できるような罪刑専断主義は許容されるはずはなく、おむつ交換に起因する乳幼児の負傷状況について奈良県での特異な事情があったからこそかかる説明がなされた筈である。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、弁明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 不開示とした理由

(1) 交通事故統計について

本統計は、昭和41年、交通事故抑止対策に資することを目的として、道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路上における、車両、路面電車及び列車の交通によって起こされた人の死亡又は負傷を伴う事故を対象に、全国で同一の調査項目が定められ、以降、警察庁において各都道府県から報告されたデータを一元管理し、交通事故統計年表を発出するなどの運用をしている。

これらの統計は、法令等の改正、交通安全対策施設の充実、学校や企業等における交通安全教育や県民への交通安全啓発活動など、警察の交通事故抑止施策を講じる上で重要な基礎資料であり、その他にも、自動車メーカーやインフラ整備関連業者などにも交通安全対策の資料として、一般に幅広く活用されているものである。

これら多様な利用目的に鑑みると、本統計は全国的な正確性及び斉一性を図る必要があり、統計項目及び集計基準については、法令改正等による多少の変遷はあるものの、警察庁が全国斉一の統計様式「交通事故統計原票」を定め、各都道府県警察で様式に基づいた調査、報告がされているものである。

奈良県警察においても、この調査項目に基づいた、県内発生的人身事故における月別、年別の統計を作成して公表している。その内容については交通事故統計年表よりも詳しい内容となっているが、交通事故統計の調査項目において、奈良県と他都道府県との差はない。

(2) 本件開示請求に係る統計資料の有無について

前述のとおり、本統計の作成目的は交通事故抑止対策に資することであり、調査項目も交通事故の発生日時、場所、道路環境、事故の類型等及び交通事故関係者（第1当事者、第2当事者）など、交通事故の発生原因や傾向等を調べることを主眼としている。そうすると、必然的に調査項目は運転者や被害者等に関連するものが主要となり、車両

の同乗者に係る調査項目については年齢、性別などの人定事項を除くと、負傷程度やシートベルト等の安全装備の装着の有無などに限られる。

この安全装備の装着の有無について、非着装者が適用除外者であるか、その他の者であるかを調査する項目はあるが、これをさらに細分して、その者がどのような条件の適用除外者であったのかを調査する項目はなく、本件開示請求にいう、おむつ交換に起因する乳幼児の負傷状況などといった特異な乗車状況に係る調査は行われていない。

実施機関においても、全国斉一の「交通事故統計原票」による調査以外に独自調査は行っておらず、調査項目を追加する必要もない。

以上のとおり、実施機関では本件開示請求に係る行政文書を作成又は取得していないことから、本件処分を行ったものである、

なお、審査請求人は、審査請求書において種々主張するが、本件処分の正否を左右するものではないと判断する。

2 結語

以上のことから、実施機関が行った本件処分は妥当なものであり、本件決定について原処分維持が適当と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民等の理解と信頼を深め、県民等の県政への参加を促進し、もって県民等の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民等に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民等の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民等の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 行政文書の不存在について

審査請求人は、「自動車乗車中のおむつ交換に起因する乳幼児の負傷状況について、奈良県の状況が他都道府県と有意な差が認められる交通事故に係る統計資料」の開示を求めているのに対し、諮問実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているので、以下検討する。

諮問実施機関は、交通事故等に関する統計として、交通事故統計が存在し、本交通事故統計にあっては、警察庁が定めている全国斉一の統計様式「交通事故統計原票」に基づき、各都道府県警察で行われていることから、奈良県と他都道府県に調査項目の差異はないことを主張している。また、交通事故統計の作成目的が交通事故抑止対策に資することであることから、調査項目は、交通事故の発生原因や傾向等を調べることを主眼とする運転者や被害者等に関連するものが主要となり、車両の同乗者に係る調査項目については、年齢や性別などの人定事項を除くと、負傷程度やシートベルト等の安全装

備の着装の有無などに限られ、この安全装備の着装の有無について、非着装者が適用除外者であるかどうかを調査する項目はあるが、これをさらに細分化して、その者がどのような条件の適用除外者であったかどうかを調査する項目はなく、本件開示請求に係るおむつ交換に起因する乳幼児の負傷状況などといった特異な乗車状況に係る調査は行われていないこと、奈良県警察においても、当該交通事故統計原票による調査以外に独自の調査は行っていない旨主張している。

当審査会が、当該交通事故統計原票を見分したところ、諮問実施機関が主張しているように本件開示請求において審査請求人が開示を求めている自動車乗車中のおむつ交換に起因する乳幼児の負傷状況がわかるような調査項目はないことが認められる。

そうすると実施機関において、自動車乗車中のおむつ交換に起因する乳幼児の負傷状況に関する調査を行っていないとする諮問実施機関の説明に不自然な点はない。

これらのことから、本件開示請求に対応する行政文書を作成又は取得していないとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

以上のことから、本件開示請求に対応する行政文書を作成又は取得していないとする諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

	審 査 経 過
平成 29 年 3 月 16 日	・ 諮問実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
令和 6 年 1 月 26 日 (第 272 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 6 年 3 月 11 日 (第 273 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 6 年 5 月 10 日 (第 274 回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
令和 6 年 9 月 25 日	・ 諮問実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
く ぼ ひろ こ 久 保 博 子	奈良女子大学研究院工学系教授 (住生活・住環境学)	会長代理
たか や まさ し 高 谷 政 史	弁護士	
たけ むら と も こ 竹 村 登 茂 子	大阪芸術大学客員教授 (元読売新聞編集局次長)	
の だ たかし 野 田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	会 長
はやし あき とも 林 晃 大	近畿大学法学部法律学科教授 (行政法)	